

川崎市病院局プロポーザル方式（業務委託）に関する事務取扱要綱

〔 2 2川病総庶第1 4 3 6号
平成2 2年1 2月1 日局長決裁〕

（趣旨）

第1条 川崎市病院局が委託する業務（以下「業務委託」という。）において、プロポーザル方式により受託者を特定しようとする場合の事務取扱については、川崎市病院局契約規程（平成17年病院局規程第39号。以下「契約規程」という。）、川崎市病院局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成17年病院局規程第40号）その他別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、プロポーザル方式とは、業務委託の受託者を特定する場合において、一定の条件を満たす提案者を公募又は選定し、当該業務に係る実施体制、実施方針、技術提案等に関する提案書（第1号様式。以下「提案書」という。）の提出を受け、原則としてヒアリングを実施した上で、当該提案書の審査及び評価を行い、当該業務の履行に最も適した受託者を特定する方法をいう。

2 この要綱において、公募型プロポーザル方式とは、前項に規定するプロポーザル方式のうち、提案者を公募により募集し、提案資格があると認めた者から提案を受ける方式をいい、指名型プロポーザル方式とは、同項に規定するプロポーザル方式のうち、あらかじめ複数の提案者を指名により選定し、当該指名業者から提案を受ける方式をいう。

（対象及び実施方法）

第3条 業務委託を発注しようとする課長（担当課長を含む。）又は科長（以下「所管課長等」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、競争入札によらず、プロポーザル方式により受託者の特定を行うことができる。

- （1）高度な創造性、技術力、専門的な技術又は経験を必要とする業務
- （2）本市において発注仕様を定めることが困難等標準的な業務の実施手続が定められていない業務

- (3) その他本方式に基づき執行することが適当であると認められる業務
- 2 プロポーザル方式を実施する場合は、原則として、公募型プロポーザル方式で実施するものとし、事業の性質や目的から公募型プロポーザル方式が適さない場合や、提案者が限定され広く一般に提案を求める必要がないと認められる場合には、指名型プロポーザル方式で実施することができる。
- 3 所管課長等は、プロポーザル方式により受託者の特定を行おうとするときは、あらかじめ当該業務委託が第1項の規定に該当するか否か及び前項の規定に基づく実施方法について、病院局契約指名業者選定等委員会要綱（令和6年3月27日病院事業管理者専決5川病経第2337号、以下「選定委員会要綱」という。）第7条第2項の規定に基づき、病院局契約指名業者選定等委員会（以下「選定委員会」という。）の承認を得なければならない。
- 4 選定委員会は、プロポーザル方式により受託者の特定を行うこととした業務委託について、次に掲げる事項を審議しなければならない。
- (1) 受託者の特定をプロポーザル方式により行うことの適否
 - (2) プロポーザル評価委員会設置の要否及び評価委員の選定
 - (3) 実施要領
 - (4) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト、評価基準、ヒアリングの有無その他採点が同点の場合の取扱等受託者の特定に必要な事項の設定
 - (5) 公募型プロポーザル方式による場合における提案資格の決定
 - (6) 指名型プロポーザル方式による場合における提案書の提出を要請する者（以下「要請者」という。）の選定
 - (7) その他必要と認める事項
- (委員会)

第4条 所管課長等は、選定委員会要綱第7条第2項の規定によりプロポーザル方式により受託者の特定を行うことについて承認を得たときは、プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置することができる。

2 評価委員会は、提案の採否の審査及び評価を行う。

- 3 所管課長等は、事業の目的、内容、性質等を考慮し、評価基準や提案の評価について、専門的な知見が必要と見込まれる場合は、学識経験者等からの意見を徴取するよう努めなければならない。
- 4 前項の意見聴取が、学識経験者等による合議体の審議により行われる場合は、地方公営企業法第14条に基づく附属機関としなければならない。
- 5 評価委員会の事務局は、業務委託を発注しようとする課（課に相当する部署を含む。）又は科に置くものとする。

（提案資格）

第5条 所管課長等は、プロポーザル方式により受託者の特定を行おうとするときは、発注する契約ごとに次の各号に定める事項を当該業務委託に係る提案資格として定めるものとする。

- （1）契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- （2）川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱（昭和63年9月1日63川財工第166号）による指名停止期間中でないこと。
- （3）当該契約年度の川崎市業務委託有資格業者名簿において、当該契約に対応するとして定めた業種・種目に登録されている者。
- （4）その他実績等必要と認める事項。

（実施の公表）

第6条 所管課長等は、公募型プロポーザル方式を実施しようとするときは、当該契約ごとに、次に掲げる事項を本市ホームページ、公告その他の方法により公表するものとする。

- （1）業務委託名、業務委託内容及び履行期限
- （2）提案資格
- （3）提案内容の評価基準
- （4）担当部課
- （5）プロポーザル参加意向申出書提出の期限、場所及び方法
- （6）提案資格確認結果通知書の交付期間、場所及び方法

- (7) 提案書の提出期限、場所及び方法
- (8) 要請手続において使用する言語及び通貨
- (9) 契約書作成の要否
- (10) 関連情報を入手するための照会窓口
- (11) 評価が同点となった場合の措置
- (12) その他必要と認める事項
 - ア 業務規模概算額
 - イ 見積書提出の有無
 - ウ 提案書の作成及び提出に関する提案者の費用負担の有無
 - エ その他

2 前項の規定に基づき本市ホームページに公表するとき、発注担当課は、CMSの特
殊テンプレートを用いて行うこととする。

(参加表明手続)

第7条 公募型プロポーザル方式において提案書の提出を希望する者は、当該公表に
おいて指定する日までに、発注する契約ごとに、プロポーザル参加意向申出書（第
2号様式。以下「参加意向申出書」という。）及び必要書類（当該公表において指定
された場合に限る。）を提出しなければならない。

(参加意向申出者の提案資格の確認等)

第8条 所管課長等は、前条の規定に基づき参加意向申出書を提出した者（以下「意
向申出者」という。）について、第5条の規定に基づく当該契約に係る提案資格を
満たす者（以下「提案者」という。）であるかを確認するものとする。

2 前項の確認において、第5条第1項第3号に定めた資格について、意向申出者が
参加意向申出書を提出した時点で当該契約に対応するとして定めた業種・種目に登
録申請中である場合には、受託候補者を特定する期日までに当該業種・種目に登録
されていることを条件として、その者の提案資格を満たしているものとすることが
できる。

3 所管課長等は、意向申出者が提案資格を満たさないことを確認した者については、

当該契約の提案者としてはならない。

(提案資格確認の通知)

第9条 所管課長等は、意向申出者に対し、当該公表において指定する期日までに、提案資格の確認の結果を提案資格確認結果通知書（第3号様式）により通知するものとする。

2 前項の通知を行う場合において、提案資格が認められなかった者に対しては、提案資格が認められなかった旨及びその理由を記載するものとする。

3 提案資格が認められなかった旨の通知を受けた者は、書面によりその理由についての説明を求めることができるものとする。

(要請者の選定)

第10条 所管課長等は、指名型プロポーザルを実施しようとするときは、当該契約に係る提案資格を有すると認めた者の中から要請者を選定するものとする。

2 所管課長等は、選定委員会要綱第7条第2項の規定により承認を得た要請者を評価委員会に報告するものとする。

(指名の通知)

第11条 所管課長等は、要請者を決定した場合は、速やかに当該要請者に対し、プロポーザル参加指名通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(1) 業務委託名、業務委託内容及び履行期限

(2) 提案内容の評価基準

(3) 担当部課

(4) 提案書提出の期限、場所及び方法

(5) 要請手続において使用する言語及び通貨

(6) 契約書作成の要否

(7) 関連情報を入手するための照会窓口

(8) 評価が同点となった場合の措置

(9) その他必要と認める事項

ア 業務規模概算額

イ 見積書提出の有無

ウ 提案書の作成及び提出に関する提案者の費用負担の有無

エ その他

(提案書の提出要請)

第12条 所管課長等は、第9条第1項及び第11条の規定による通知をもって、提案資格を満たす者である旨確認した者及び要請者に対し、提案書の提出を要請するものとする。

2 前項の規定により提案書の提出要請を受けた者は、提案書の提出を辞退する場合には、その旨を書面により、提案書の提出期日までに提出するものとする。

3 提案要請に係る説明会は、原則として開催しない。ただし、当該業務委託の性格上、第1項の規定により提案書の提出要請を受けた者と対面で説明を行わないと適切な提案が行われない恐れがある場合には、一同に会さない形で、個別に説明を行うことができる。

(受託者の特定)

第13条 評価委員会において、第3条第4項第3号によりあらかじめ定めた評価方法により提案内容の審査及び評価を行い、当該業務委託に最も適した提案を行ったと認められる提案者を受託者として特定するものとする。

2 前項の提案内容の審査及び評価に当たっては、必要に応じてヒアリングを行うものとする。

(提案資格の喪失等)

第14条 当該業務委託について第9条第1項及び第11条の規定による通知を受けた者が、通知後において次のいずれかに該当するときは、当該契約に係る提案を行うことができないものとし、既に提出された提案書は無効とする。

(1) 第5条に規定する当該契約に係る提案資格を満たさないこととなったとき（第8条第2項の規定に基づき提案資格を満たしているものとした者が、受託候補者を特定する期日までに同項に定める条件を満たしていないときを含む。）。

(2) 参加意向申出書及び提案書等に虚偽の記載をしたとき。

2 前項の場合において、所管課長等は、当該提案者に対し、その契約に係る提案を行うことができない理由を付して提案資格喪失通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（所管課長等への通知）

第15条 評価委員会は、第13条の規定により受託者を特定したときは、評価結果等を付して受託者を所管課長等に通知するものとする。

2 前項の通知を受理した所管課長等は、速やかに選定委員会に評価結果等を報告しなければならない。

3 所管課長等は、前項の報告後、特定された者（以下「特定者」という。）及び特定されなかった者（以下「非特定者」という。）に書面（第6号様式）により通知するものとする。

4 前項の通知を行う場合は、特定者及び非特定者に対して、それぞれ特定された理由及び特定されなかった理由を付するものとする。

5 第3項により非特定の通知を受けた者は、書面によりその理由についての説明を求めることができるものとする。

6 特定者に対して、当該委託に係る契約締結の交渉を行うものとする。予定技術者等の内容の変更は原則として認めないものとする。

（提案者が多数見込まれる場合の措置）

第16条 提案者が多数あり、受託者の特定に著しい支障が生じると認められる場合は、評価委員会において、あらかじめ定めた基準に基づき提案書の事前評価を行い、基準を満たした提案書についてのみ、提案書の内容の審査及び評価を行うことができる。

（特定結果の公表）

第17条 プロポーザル方式による受託者の特定結果については、本市ホームページに公表するものとする。

（その他）

第18条 この要綱に関し必要な事項は、病院事業管理者が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月11日から施行する。

附 則 (令和8年3月19日7川病経第1897号)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

第1号様式

提 案 書

年 月 日

(宛先) 川崎市病院事業管理者

業者コード ()
所在地
商号又は名称
代表者職氏名 印

次の件について、提案書を提出します。

- 1 件 名 :
- 2 履行場所 :

連絡担当者
所属
氏名
電話
FAX
E-mail

第2号様式

プロポーザル参加意向申出書

年 月 日

(宛先) 川崎市病院事業管理者

業者コード ()

所在地

商号又は名称

代表者職氏名 印

年 月 日付けで公告（公表）された次の件について、プロポーザルに参加を申し込みます。

1 件 名：

2 履行場所：

連絡担当者

所属

氏名

電話

FAX

E-mail

提案資格確認結果通知書

年 月 日

商号又は名称

代表者職氏名 様

川崎市病院事業管理者

年 月 日付けで公告（公表）された次の件について、提案資格確認結果を通知します。

1 件 名：

2 履行場所：

3 提案資格の有無

(1) 有の場合、資格を有することを認めます。

(2) 無の場合、次により、資格を有することを認めません。

理由：〇〇のため

※上記理由について説明を希望される方は、年 月 日までに下記担当課へその旨を書面で提出してください。

委託担当課

電話

FAX

E-mail

第4号様式

プロポーザル参加指名通知書

年 月 日

商号又は名称

代表者職氏名 様

川崎市病院事業管理者

次の件について、プロポーザルを行いますので、参加されたく通知します。

- 1 業務委託名、業務委託内容及び履行期限
- 2 提案内容の評価基準
- 3 担当部課
- 4 提案書提出の期限、場所及び方法
- 5 要請手続において使用する言語及び通貨
- 6 契約書作成の要否
- 7 関連情報を入手するための照会窓口
- 8 評価が同点となった場合の措置
- 9 その他必要と認める事項

委託担当課

電話

FAX

E-mail

第5号様式

提案資格喪失通知書

年 月 日

商号又は名称

代表者職氏名 様

川崎市病院事業管理者

年 月 日付けで公告（公表）された次の件について、貴社は提案資格を喪失したので通知します。

- 1 件 名：
- 2 参加資格喪失の理由

委託担当課

電話

FAX

E-mail

結 果 通 知 書

年 月 日

商号又は名称

代表者職氏名 様

川崎市病院事業管理者

貴社より提出があった次の件について、審査結果を次のとおり通知します。

1 件 名 :

2 結 果

(1) 最適であると特定しました。

契約等の手続につきましては、別途連絡します。

(2) 次により、特定しませんでした。

理由：〇〇のため

※上記理由について説明を希望される方は、年 月 日までに下記担当課へその旨を書面で提出してください。

委託担当課

電話

FAX

E-mail